

令和 7 年 9 月

播磨町議会定例会議案

同意第 3 号

播磨町教育長の任命につき同意を求める件

播磨町教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町西野添
氏 名 赤松 幸子
生年月日

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 4 号

播磨町教育委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町南野添
氏 名 森田 孝明
生年月日

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 37 号

物品購入契約締結の件

令和7年8月21日付けで入札に付した塵芥収集車購入について、下記により物品購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塵芥収集車購入
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥13,552,000.－
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥1,232,000.－)
- 4 契約の相手方 東京都台東区上野7丁目12番14号
新明和工業株式会社
産機システム事業部 環境システム本部営業部
副本部長 飯島 二郎

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯 謙 作

議案第 38 号

物品購入契約締結の件

令和7年8月21日付けで入札に付した東部コミュニティセンター家具備品購入について、下記により物品購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 東部コミュニティセンター家具備品購入
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥11,328,900.－
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥1,029,900.－)
- 4 契約の相手方 兵庫県神戸市兵庫区中道通3丁目2番10号
株式会社ドテヤマビジネス
代表取締役 廣江 修仁

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 39 号

工事請負契約締結の件

令和7年7月25日付けで入札に付した大池堤体改修工事（第2期）について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大池堤体改修工事（第2期）
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥66,660,000.－
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥6,060,000.－）
- 4 契約の相手方 兵庫県佐用郡佐用町本位田甲262番地の1
兵岡建設株式会社
代表取締役 坂野 聖季

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯 謙 作

議案第 40 号

播磨町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町監査委員条例の一部を改正する条例

播磨町監査委員条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 41 号

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例（令和2年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 42 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 43 号

播磨町税条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町税条例の一部を改正する条例

播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の播磨町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条

例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の播磨町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、播磨町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 播磨町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 44 号

播磨町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町水道事業給水条例の一部を改正する条例

播磨町水道事業給水条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則（第17条を除く。）中「施工」を「施行」に改める。

第17条の見出し中「施工」を「施行」に改め、同条第1項中「施工」を「施行」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第17条第2項及び第3項中「施工」を「施行」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

播磨町下水道条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町下水道条例の一部を改正する条例

播磨町下水道条例（平成4年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第19条第1項中「施工」を「施行」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

令和7年度播磨町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度播磨町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,213万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億9,295万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		68,572	△ 7,900	60,672
	1 地方特例交付金	68,572	△ 7,900	60,672
10 地方交付税		1,670,100	△ 10,652	1,659,448
	1 地方交付税	1,670,100	△ 10,652	1,659,448
14 国庫支出金		2,383,493	67,663	2,451,156
	2 国庫補助金	585,382	67,451	652,833
	3 委託金	7,220	212	7,432
15 県支出金		1,100,557	1,988	1,102,545
	2 県補助金	230,293	1,988	232,281
17 寄附金		6,006	500	6,506
	1 寄附金	6,006	500	6,506
18 繰入金		1,160,684	48,725	1,209,409
	1 基金繰入金	1,158,515	48,725	1,207,240
19 繰越金		1	2,914	2,915
	1 繰越金	1	2,914	2,915
20 諸収入		488,613	5,398	494,011
	5 雑入	462,946	5,398	468,344
21 町債		260,300	3,500	263,800
	1 町債	260,300	3,500	263,800
歳 入 合 計		14,380,815	112,136	14,492,951

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		126,243	△ 480	125,763
	1 議会費	126,243	△ 480	125,763
2 総務費		1,810,113	40,656	1,850,769
	1 総務管理費	1,468,188	32,079	1,500,267
	2 徴税費	165,914	587	166,501
	3 戸籍住民基本台帳費	135,140	7,990	143,130
3 民生費		5,915,692	28,911	5,944,603
	1 社会福祉費	3,023,931	23,389	3,047,320
	2 児童福祉費	2,891,561	5,522	2,897,083
4 衛生費		923,777	△ 2,339	921,438
	1 保健衛生費	500,680	△ 3,080	497,600
	2 清掃費	423,097	741	423,838
7 商工費		111,788	14,177	125,965
	1 商工費	111,788	14,177	125,965
8 土木費		1,339,544	11,849	1,351,393
	1 土木管理費	216,892	2,794	219,686
	2 道路橋りょう費	210,418	6,000	216,418
	4 都市計画費	893,366	2,676	896,042
	5 住宅費	4,143	379	4,522
10 教育費		2,265,865	19,362	2,285,227
	1 教育総務費	540,140	13,807	553,947
	2 小学校費	264,239	2,510	266,749
	4 幼稚園費	289,955	3,254	293,209
	5 社会教育費	452,480	△ 1,400	451,080
	6 保健体育費	573,450	1,191	574,641
歳 出 合 計		14,380,815	112,136	14,492,951

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
ふれあい活動推進事業	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 15,000

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
調理配送等業務委託料（播磨幼稚園及び蓮池幼稚園分）	令和7年度 ～ 令和10年度	千円 103,905	補正前に同じ	千円 128,691

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
電子自治体推進事業（子ども・子育て支援法等改正に伴う対応）	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 23,119

第3表 地方債補正
追 加

起債の目的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
国民保護計画推進事業 国民保護計画 推進事業債	千円 3, 5 0 0	証書借入 又は 証券発行	5. 0 %以内とする。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しが行われ た場合において は、当該見直し 後の利率とする。	据置期間5年を含 み償還期限を25年 以内とし、その他は 借入先の融資条件に よる。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。

議案第 47 号

令和7年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,112万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,188万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		338,476	12,575	351,051
	1 繰入金	338,476	12,575	351,051
11 繰越金		1	38,549	38,550
	1 繰越金	1	38,549	38,550
歳入合計		3,420,765	51,124	3,471,889

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		3,098	38,549	41,647
	1 基金積立金	3,098	38,549	41,647
10 諸支出金		3,404	12,575	15,979
	1 諸支出金	3,404	12,575	15,979
歳出合計		3,420,765	51,124	3,471,889

議案第 48 号

令和7年度播磨町財産区特別会計補正予算（第1号）

令和7年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,872万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 本荘村財産区財産収入		64,873	151	65,024
	2 繰越金	53,824	151	53,975
2 古宮村財産区財産収入		693,059	699	693,758
	2 繰越金	690,428	699	691,127
3 二子村財産区財産収入		299,546	4,731	304,277
	2 繰越金	298,388	4,731	303,119
4 野添村財産区財産収入		102,138	82	102,220
	2 繰越金	101,737	82	101,819
5 大中村財産区財産収入		77,372	2,083	79,455
	2 繰越金	77,069	2,083	79,152
6 古田村財産区財産収入		1,278	1	1,279
	2 繰越金	1,272	1	1,273
7 宮西村財産区財産収入		22,691	24	22,715
	2 繰越金	22,603	24	22,627
歳 入 合 計		1,260,957	7,771	1,268,728

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 本荘村財産区費		64,873	151	65,024
	1 諸支出金	64,873	151	65,024
2 古宮村財産区費		693,059	699	693,758
	1 諸支出金	693,059	699	693,758
3 二子村財産区費		299,546	4,731	304,277
	1 諸支出金	299,546	4,731	304,277
4 野添村財産区費		102,138	82	102,220
	1 諸支出金	102,138	82	102,220
5 大中村財産区費		77,372	2,083	79,455
	1 諸支出金	77,372	2,083	79,455
6 古田村財産区費		1,278	1	1,279
	1 諸支出金	1,278	1	1,279
7 宮西村財産区費		22,691	24	22,715
	1 諸支出金	22,691	24	22,715
歳 出 合 計		1,260,957	7,771	1,268,728

議案第 49 号

令和7年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,585万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,067万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国庫支出金		696,128	10,750	706,878
	1 国庫負担金	545,863	10,750	556,613
5 支払基金交付金		833,206	217	833,423
	1 支払基金交付金	833,206	217	833,423
6 県支出金		444,561	7,269	451,830
	1 県負担金	420,130	7,269	427,399
8 繰入金		631,360	1,497	632,857
	1 一般会計繰入金	530,911	1,497	532,408
9 繰越金		1	26,125	26,126
	1 繰越金	1	26,125	26,126
歳 入 合 計		3,244,818	45,858	3,290,676

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		103,092	1,497	104,589
	1 総務管理費	80,892	1,497	82,389
5 基金積立金		977	30,410	31,387
	1 基金積立金	977	30,410	31,387
7 諸支出金		301	13,951	14,252
	1 償還金及び還付加算金	301	13,951	14,252
歳 出 合 計		3,244,818	45,858	3,290,676

議案第 50 号

令和7年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,947万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,115万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	19,041	19,042
	1 繰越金	1	19,041	19,042
4 諸収入		413	438	851
	2 償還金及び還付加算金	412	438	850
歳入合計		601,680	19,479	621,159

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		595,071	19,041	614,112
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	595,071	19,041	614,112
3 諸支出金		412	438	850
	1 償還金及び還付加算金	412	438	850
歳出合計		601,680	19,479	621,159

議案第 51 号

令和7年度播磨町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度播磨町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	714, 524	6, 613	721, 137
第1項 営業費用	684, 326	6, 613	690, 939

第3条 予算第4条本文括弧中「303, 617千円」を「303, 388千円」に、「259, 794千円」を「259, 565千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	705, 210	△229	704, 981
第1項 建設改良費	556, 810	△229	556, 581

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり変更する。

変 更 (単位 千円)

科 目	既決予定額		補正予定額	
	期 間	限度額	期 間	限度額
浄水施設内面 防水改修工事	令和8年度	78, 000	補正前に同じ	126, 000

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	88, 817	4, 384	93, 201

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 52 号

令和7年度播磨町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度播磨町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		(単位 千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	950,084	△1,201	948,883
第1項 営業費用	847,578	△1,201	846,377

第3条 予算第4条本文括弧中「316,370千円」を「316,357千円」に改め、「144,981千円」を「144,968千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		(単位 千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,433,118	△13	1,433,105
第1項 建設改良費	972,754	△13	972,741

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

		(単位 千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	47,509	△1,214	46,295

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 53 号

令和6年度播磨町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度播磨町水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度播磨町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 54 号

令和6年度播磨町下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度播磨町下水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度播磨町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

認定第 1 号

令和6年度播磨町一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度播磨町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 2 号

令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

認定第 3 号

令和6年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 4 号

令和6年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

認定第 5 号

令和6年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作